

山形市放課後子どもプラン運営委員会

日 時 令和8年2月4日(水)

午後3時～4時

場 所 市役所7階 701A会議室

次 第

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 座長の選出
- 4 報告事項
 - (1) 山形市放課後子どもプランについて
 - (2) 令和7年度山形市放課後子どもプランの実施状況について
- 5 協議事項
 - (1) 令和8年度山形市放課後子どもプランの実施計画について
- 6 その他
- 7 閉会

令和7年度 放課後子どもプラン運営委員名簿

	構成	職名	氏名	備考
1	小学校長会	山形市立蔵王第一小学校長	鈴木 章人	
2		山形市立大曾根小学校長	晋道 康史	
3	放課後児童クラブ関係者	山形市児童健全育成クラブ連絡会 会長	高橋 公夫	
4	P T A 連合会	副会長	伊藤 健二	
5	社会教育関係者	中央公民館 館長	秋葉 春男	
6	地域学校協働活動推進員	地域学校協働活動推進員 (大曾根小学校)	寒河江 郁子	
7	コーディネーター	放課後子ども教室コーディネーター	佐藤 弘樹	
8	こども未来部	こども未来部長 (兼) 福祉事務所長	庄子 久美子	
9	教育委員会	山形市教育委員会教育部長	板垣 裕子	

幹事

奥山 敏行	こども未来部 こども未来課長
沼澤 裕志	教育委員会 教育企画課長
横山 尚久	教育委員会 学校教育課 次長 (兼) 課長
阿部 宏	教育委員会 社会教育青少年課 次長 (兼) 課長
佐藤 弘樹	放課後子ども教室コーディネーター

事務局

多田 恵理	こども未来課 課長補佐
大木 由紀子	こども未来課 課長補佐 (兼) 係長
押切 裕香	こども未来課 主査
山川 修	社会教育青少年課 社会教育推進総括主幹 (兼) 課長補佐
會田 秀和	社会教育青少年課 係長
小林 星太	社会教育青少年課 指導主事・社会教育主事
平田 詳	社会教育青少年課 指導主事・社会教育主事

(報告事項)

1 山形市放課後子どもプランについて

放課後児童対策パッケージ（※参考資料①参照）において、「新プラン（新・放課後子ども総合プラン H.30～R.5）の推進のために設置された市町村の運営委員会、都道府県の推進委員会については、放課後児童対策を検討するうえで有効な協議の場であることから、今後も継続するよう要請する。」としている。

また、「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領」においては、「都道府県並びに市町村は、その所管する学校におけるコミュニティ・スクールや地域学校協働活動（放課後子ども教室含む）の総合的な在り方や運営方法の検討を行う推進・運営委員会を設置する。」としている。

これらのことを受けて、山形市においては、「放課後児童クラブ」（放課後児童健全育成事業）と「放課後子ども教室」（放課後子ども教室推進事業）との連携方策を図り、総合的な放課後対策事業を推進するため、「放課後子どもプラン運営委員会」を設置する。また、会議において次年度の事業計画を策定し、「山形市放課後子どもプラン」としている。

2 令和7年度山形市放課後子どもプランの実施状況について

(1) 山形市放課後子どもプラン運営委員会の開催

日時 令和8年2月4日（水）午後3時～4時

場所 市役所7階 701A会議室

内容 報告事項 令和7年度山形市放課後子どもプランの実施状況について
協議事項 令和8年度山形市放課後子どもプランの実施計画について

(2) 山形市放課後子ども教室

ア 大曾根小放課後子ども教室

大曾根小学校1～6年生の児童を対象に大曾根小学校及び大曾根コミュニティセンターを会場に実施した。スタッフについては、学生への声掛けや役割の兼務等により、協働活動リーダー9名（4名増）と協働活動サポーター13名（5名増）となった。当初の予定通り160日の実施を予定している。

※参考資料②参照

イ 公民館における放課後子ども教室（市内8公民館、社会教育青少年課）

市内8公民館及び社会教育青少年課における公民館事業のうち、子ども育成事業、子ども支援事業を放課後子ども教室と位置づけ、市内全小学校全児童を対象に、学校と連携し、地域住民の参画を得て実施した。

※参考資料③参照

ウ 地域主体型放課後子ども教室

学校運営協議会等での協議を経て、子どもの実態や地域及び学校の実情、課題に応じて、地域住民等が主体となって「地域学校協働活動」として実施した。

※参考資料④参照

(3) 山形市放課後児童健全育成事業

保護者が就労や病気等の理由により、放課後保育を必要とする小学校の留守家庭児童を対象に遊びや生活指導を実施した。

クラブ数：86 か所 (102 支援の単位) (令和7年度末見込み) 児童数：4,054人 (R7.5.1 現在)

・新設2か所

みはらしの丘児童クラブ3 (みはらしの丘小) (R7.4 開所) みはらしの丘小学校内
キンダー・シューレアネシスB組 (南沼原小) (R7.7 開所) 南沼原小学校内

※今年度末時点での小学校施設使用クラブ49クラブ(学校敷地内専用施設12クラブ含む)

※参考資料⑤「放課後児童クラブ一覧 (R7.12 時点)」を参照

(4) 放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携

ア 公民館における放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携

【放課後児童クラブに対する情報提供】

公民館名	講座名	児童クラブ名
東部公民館	東部こどもリバーサイドキッズ (フライングディスク)	五葉クラブ、うめばち子どもの家
東部公民館	ふんわり色あそび	五葉クラブ、うめばち子どもの家
社会教育青少年課	山形市子ども将棋教室	全児童クラブ

【放課後児童クラブのクラブ単位での参加 (令和7年度目標教室数：2)】

公民館名	講座名	児童クラブ名
元木公民館	音で遊ぼう	桜こどもクラブ (共催)

イ 放課後児童クラブ関係者の学校運営協議会への参加

19校で放課後児童クラブ関係者が学校運営協議会の委員となっている。

ウ 研修会の案内

放課後子ども教室のコーディネーター及び協働活動リーダー、協働活動サポーター、放課後児童クラブ支援員等に「村山地区放課後子ども指導者等研修会」の案内を送付した。

第1回村山地区放課後子ども指導者等研修会

令和7年6月3日 (火) 実技研修 (バルーンアート、運動遊びなど)

第2回村山地区放課後子ども指導者等研修会

令和7年12月3日 (水) 講話 「子どもの行動にどう寄り添う?現場でできる声かけ・支援・保護者対応」

講師 東北福祉大学教育学部教育学科 教授 大西 孝志 氏

(協議事項)

1 令和8年度 山形市放課後子どもプランの実施計画について

(1) 山形市放課後子どもプラン運営委員会

山形市放課後子どもプランにおける放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携について検討するため、山形市放課後子どもプラン運営委員会を開催する。

【令和9年2月4日(木) 予定】

(2) 山形市放課後子ども教室

ア 実施予定 ※参考資料⑥参照

a 大曾根小放課後子ども教室(山形市立大曾根小学校) 【継続】

大曾根小学校1～6年生の全児童を対象に、長期休業日を除く平日の授業日のうち、年間160日程度開催する。また、月1回程度の体験活動を計画的に実施する。

b 公民館における放課後子ども教室(市内8公民館・社会教育青少年課) 【継続】

市内8公民館及び社会教育青少年課における公民館事業のうち、子ども育成及び子ども支援事業を放課後子ども教室と位置付け、市内全小学校全児童を対象に、学校と連携し、地域住民の参画を得て実施する。

c 地域主体型放課後子ども教室 【継続】

子どもの実態や地域及び学校の実情、課題等、必要に応じて、学校運営協議会の協議や熟議を経て、地域住民等が学校との連携・協働により地域学校協働活動として実施する。

イ 今後の課題と対応

a 大曾根小放課後子ども教室スタッフ(協働活動リーダー及び協働活動サポーター)の拡充

今年度は十分な数のスタッフを確保し、予定通り開催することができた。今後、高齢化等に伴ってスタッフ数が減少していくことが予想されるため、引き続きスタッフ拡充に向けた取り組みを行っていく。

b 「学校・家庭・地域連携協力推進事業」の継続及び、補助金への要望活動

令和8年度以降も学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金を活用して放課後子ども教室を実施するため、補助事業の継続について引き続き国へ要望する。

(3) 山形市放課後児童健全育成事業

ア 実施予定

児童の健全育成のため、103支援の単位の放課後児童クラブへ運営委託を行うほか、放課後児童支援員の処遇改善及び事務職員の配置等並びに保育料の軽減に対する補助を行うとともに、職員数適正化や小規模クラブに対する支援を引き続き行う。

※令和7年度末での小学校施設使用クラブ 49クラブ(学校敷地内専用施設12クラブ含む)

イ 今後の課題

a 学校との情報共有、連携等

児童の健全育成及び安全確保のため、災害時等の対応などについて、学校との情報共有、連携が必要であることから、継続して体制の構築や連携強化を図っていく。引き続き教育委員会を通して、放課後児童クラブとの連携について小学校へ通知するとともに、保護者の了解を得たうえで、情報共有する旨、周知していく。

b 放課後児童健全育成事業運営のあり方検討

利用者ニーズの多様化・複雑化・高度化、運営主体ごとのサービス水準（開所日・開所時間・保護者負担金）の相違、運営委員会及び放課後児童支援員の負担増、事故発生時における運営委員会の過重な責任、クラブ運営の将来にわたる持続化等の課題に対応するため、「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）運営のあり方検討事業」を実施する。本事業では、山形市と同様の課題を抱える他市事例を調査・研究し、クラブ関係団体との意見交換を重ねながら、運営のあり方を検討していく。

課題解決に向けては、放課後児童クラブの使命である育成支援において、多様なニーズに柔軟に対応するとともに、将来にわたって「質」と「量」の双方をバランスよく確保できる体制の構築が重要である。

そのため、これまで地域主体の運営によって培われてきた良い点を踏襲しつつ、事故リスクの最小化、支援員等の確保、労働環境の改善、サービス水準の統一に向けて、リスク管理や職員雇用に関する専門的なノウハウを備えた法人への移行を推進する。

(4) 放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携

ア 公民館における放課後子ども教室において、対象区域内にある放課後児童クラブに案内するとともに、クラブ単位での参加を促す。

イ 学校運営協議会に放課後児童クラブ関係者（運営委員や支援員など）が委員として参加し、子どもの居場所に関する課題等について学校や地域と共有することを促す。また、地域主体型放課後子ども教室が開催される場合は、地域学校協働活動推進員に対して放課後児童クラブとの連携するよう働きかける。

ウ 放課後子ども指導者等研修会（年2回山形県教育委員会主催）について、放課後子ども教室のコーディネーター及び協働活動リーダー、協働活動サポーター、放課後児童クラブの支援員双方に案内し、情報を共有する。

【公民館における放課後子ども教室に放課後児童クラブ単位で参加する教室数】

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
教室数	1	2	3	4	5	6

(単位：箇所)

放課後児童対策パッケージ2026 (令和7年12月) 概要

子ども家庭庁

文部科学省

待機児童対策の一層の強化と放課後の児童の居場所確保に向け、子ども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から取り組みむべき対策を示す。

今後の登録児童数を推した結果を踏まえ、ピークとなる2030年頃の約165万人分の受け皿確保を目指す。

「場の確保」「人材の確保」「適切な利用調整 (マッチング)」を通じた受け皿整備を、「待機児童発生状況の偏り」「補助事業の未活用」「関係部局間・関係者間の連携」にも着目しながら、推進。

受け皿整備の方向性

- 既存施設の活用をより一層推進する。
- 校内交流型を強力に推進する。

放課後児童クラブの実態状況 (R7.5.1) 登録児童 157万人 待機児童 1.6万人
 (R7.10.1) 登録児童 152万人 待機児童 0.7万人

1. 放課後児童対策の具体的な内容について

(1) 放課後児童クラブにおける待機児童の解消策

- 1) 放課後児童クラブを開設する場の確保
- ① 施設整備に係る補助率の嵩上げ(R7補正)
 - ② 学校(校舎、敷地)内における整備推進
 - ③ 学友施設の有効的な活用
 - ④ 学校外における整備推進(補助引き上げ)
 - ⑤ 賃貸物件等を活用した受け皿整備の推進(補助引き上げ)
 - ⑥ 保育所等の積極的な活用
 - ⑦ スマートコミュニティによる整備の周知

2) 放課後児童クラブを運営する人材の確保

- ① 常勤職員配置の改善
- ② 職員に対する処遇改善(R8拡充)
- ③ 職員の確保支援(R8拡充)
- ④ 平日夜間の人材確保支援
- ⑤ 保育士・保育所支援センターやハローワーク等連携
- ⑥ ICT化の推進による職員の業務負担軽減(R8拡充)
- ⑦ 育成支援体制強化事業による業務負担軽減
- ⑧ DX化による職員の業務負担軽減(R7補正)
- ⑨ シルバー人材センターとの連携
- ⑩ 放課後児童クラブ等の魅力向上
- ⑪ 放課後児童支援員認定資格研修の推進(R8拡充)

3) 適切な利用調整 (マッチング)

- ① 正確な待機児童数把握の推進、待機児童の詳細の公表
- ② 利用調整支援、送迎支援等によるマッチングの推進等
- 4) 時期的なニーズ等への対応
 - ① 夏季休業期間中における開所支援
 - ② 児童数の増加による減額措置の道孚(R8拡充)
 - ③ 開所日数に関する考え方の整理・検討
 - ④ 長期休業期間中の昼食提供に活用しうる補助金の周知
 - ⑤ 物価高騰等に対する支援(R7補正)
- 5) 自治体へのきめ細やかな支援とコミュニティ・スクールの仕組みの活用推進等
 - ① 待機児童が多数発生している自治体への支援
 - ② コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進

(2) 全ての子どもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策

1) 多様な居場所づくりの推進

- ① 放課後児童クラブと放課後子供教室の校内外交流型・連携型の推進
- ② 子どもの居場所づくりの推進(モデル事業、コーディネート設置)一部R7補正、R8拡充)
- ③ コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進(一部R7補正)
- ④ 特別な配慮を必要とする児童への対応
- ⑤ 朝のこどもの居場所づくりの推進(好事例周知、機運醸成等)
- ⑥ 企業等におけるこどもの居場所づくりへの支援
- ⑦ 企業等の協力を活かした小学生の居場所づくり(モデル事業)一部R7補正)
- ⑧ 児童館等を活用した地域課題解決や居場所づくり(一部R7補正)

2) 放課後児童対策に従事する職員やコーディネーターの確保

- ① 常勤職員配置の改善(再掲)
- ② こどもの居場所づくり支援体制の構築等を行うコーディネーター配置支援(再掲)
- ③ 地域学校協働活動推進員の配置促進等による地域学校協働活動の充実

3) 質の向上に関する研修の充実等

- ① 放課後児童対策に関する研修の充実
- ② 性被害防止等への取組(一部R7補正)
- ③ 事故防止への取組
- ④ 「はじめの100か月の育ちビジョン」との連携
- ⑤ 遊びや体験活動の推進
- ⑥ 放課後児童クラブ運営指針改正内容周知
- ⑦ いわゆる「スキマバイト」への対応

2. 放課後児童対策の推進体制について

(1) 市町村、都道府県における役割・推進体制

- ① 市町村の運営委員会、都道府県の推進委員会の継続実施
- ② 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

(2) 国における役割・推進体制

- ① 放課後児童対策に関する二省庁間の連携
- ② 放課後児童対策の施策等の周知

3. その他留意事項について

(1) 放課後児童対策に係る取組のフォローアップについて

- ① 放課後児童クラブの整備<165万人の受け皿整備を進め、できる限り早期に待機児童解消へ>
- ② 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携<同一小学校区内でできる限り早期に全てを連携型へ>
- ③ 学校施設を活用した放課後児童クラブの整備促進<新規開設にあたり所管部局が求める場合、できる限り早期に全て学校施設を活用できるように>

(2) 子ども・子育て支援事業計画との連携について

(3) 子ども・子育て当業者の意見反映について

※ 児童福祉の下線は、主要新規・拡充・見直し事項

令和7年度 大曾根小放課後子ども教室実施状況

(令和7年12月31日現在)

		月	開催日	開催日数 (日)	参加数 (人)	平均 (人)	利用率 (%)	
開始年度	平成20年度		4	平日	7	91	13.0	65.0
開催日	長期休業中を除く平日の授業日							
活動時間	午後2時～6時		5	平日	15	208	13.9	69.3
	※下校後に活動開始							
開催日数	160日程度		6	平日	14	132	9.4	47.1
登録児童数	全校児童36人中20人(55.5%)							
内訳	1年生3人(全3人)、2年生3人(全4人)		7	平日	14	127	9.1	45.4
	3年生3人(全5人)、4年生2人(全6人)							
	5年生5人(全9人)、6年生4人(全9人)							
活動場所	大曾根小学校図工室、体育館、グラウンド		8	平日	開催なし		0.0	0.0
	大曾根コミュニティセンター							
活動内容	学習(宿題、読書、工作等)		9	平日	16	138	8.6	43.1
	遊び(集団遊び等)		10	平日	17	153	9.0	45.0
	体験活動							
	・紅花に関する体験 ・大曾根音頭 ・けん玉・ジャグリング ・動物とのふれあい							
支援体制	1日あたり		1	平日	0	0		
	協働活動リーダー(1名)							
	協働活動サポーター(2名)							
スタッフ数	コーディネーター(1名)		2	平日	0	0		
	協働活動リーダー(9名)							
	協働活動サポーター(13名)							
スタッフ募集	大学との連携 リーダーとサポーターの兼任		合計	平日	117	1,191	10.2	50.9
			総計		117	1,191	10.2	50.9

【参考令和6年度】大曾根小

合計	平日	158	2,622	16.6	53.5
----	----	-----	-------	------	------

令和7年度 公民館における放課後子ども教室実施状況

(令和7年12月31日現在)

公民館名	活動名(事業名)	参加児童数
中央公民館	親子で宇宙探検隊	29
	楽しい人形劇2025	27
	小学生おもしろ科学教室	23
	おもしろマジックショー2025	272
東部公民館	茶道教室	11
	ワクワクこども体験教室(伝統和菓子づくり)	44
	東部リバーサイドキッズ(プラネタリウム、リサイクル工作、けん玉、フライングディスク)	60
	ふんわり色あそび	29
西部公民館	パラパラアニメ作り	7
	わくわくどきどき子ども絵画教室	16
	楽しい和菓子づくり教室	20
	ドキドキがいっぱい子どものつどい(マジック、理科実験)	実施中
南部公民館	スポーツチャンバラ教室	23
	南部キッズ楽校(理科実験、色あそび)	87
	南部キッズ楽校プラス(ルービックキューブ)	19
北部公民館	子ども体験絵画教室	43
	北部おもしろ工作教室	実施中
	親子でデザートづくり	18
江南公民館	はじめてのプログラミング講座	実施予定
	こうなんワンダークラブ(化学あそび、けん玉、茶道、おもちゃ作り)	実施中
	こうなんワンダークラブ(寺子屋塾)	実施中
霞城公民館	親子お菓子づくり教室	実施中
	親子で学ぶ!動物愛護&ふれあい教室	10
	ものづくり体験講座	11
	少年少女きらきら教室(陶芸、水彩画、モルック、野外クッキング、ダンスなど)	実施中
	親子科学あそび教室	実施中
元木公民館	こどもストリートダンス教室	26
	こども工作教室	14
	子ども科学実験教室	12
	小学生科学実験教室	79
	リサイクル工作教室	実施予定
社会教育青少年課	将棋、工作、学習補助 等	89
	合計	940

令和7年度地域主体型放課後子ども教室実施状況 (地域における地域学校協働活動)

実施主体	対象校	活動名	主な内容
教育後援会	十小	第十地区吹奏楽	・小学生及び中学生、地域住民による吹奏楽
地域住民	高瀬小	紅花まつりのバスガイド	・山形紅花まつりにおいてシャトルバスのガイドとなって「高瀬の魅力」を伝える。
滝山コミュニティセンター	滝山小	子ども会サミット	・滝山まつりでの模擬店 ・未来教室 ・コンセプト…社会の中で実体験を通して社会の仕組みを学ぶ、知ること
西山形コミュニティセンター	西山形小	七夕飾り	・七夕の願い事や飾りを作り、コミセンに飾る。
		夏休み学習会	・夏休みの宿題や自由研究の相談(2日間)
		冬休み学習会	・冬休みの宿題や書き初め練習など(2日間)
		だんごさし	・団子を作り木に飾る。コミセンに飾る。
そねっこクラブ	大曾根小	大曾根地区放課後子ども教室	・放課後の居場所づくり
高瀬げんき会	高楯中 楯山小 高瀬小	地域で子どもを育てる多世代交流	・小学生対象のワークショップ(紅花の絵、カルタづくり、紅花染め、紅花料理など) ・中学生等による運営ボランティア ・映画の上映 ・音楽鑑賞
たかだて吹奏楽クラブ	高楯中 楯山小 高瀬小	吹奏楽	・中学生及び小学生、地域住民の吹奏楽クラブ ・地区文化祭や地域イベントでの演奏発表
山寺を愛する教師の会	山寺小中	学習会	・夏季休業中の学習補助(4日間)

令和7年度 放課後児童クラブ一覧

参考資料⑤

No.	支店の単位	運営委員会	開設学区	クラブ名	住所	電話番号
1	1	1	第一小	おもだかこどもの森	F990-0044 木の美町12-37	642-8622
2	2	1	第一小	おもだかこどもの森第二	F990-0044 木の美町12-37	642-8622
3	3	2	第二小	ふじがけげんきっ子クラブ	F990-0039 番瀬町3-9-38 (第二小学校内)	633-2700
4	4	2	第二小	第2ふじがけげんきっ子クラブ	F990-0038 幸町14-27	673-0776
5	5	3	第三小	こまくさ子どもクラブ	F990-0057 宮町5-7-58 (第三小学校内)	625-5650
6	6	3	第三小	第三こまくさ子どもクラブ	F990-0057 宮町5-7-58 (第三小学校内)	625-5650
7	7	3	第三小	第三こまくさ子どもクラブ	F990-0057 宮町5-5-20	676-5571
8	8	3	第三小	第四こまくさ子どもクラブ	F990-0061 扇町2-6-2	616-5432
9	9	4	第四小	いちよう子どもクラブ	F990-0055 相生町4-37 (第四小学校内)	631-6950
10	10	5	第五小	五葉クラブ	F990-0034 東原町1-1-9	624-8423
11	11	5	第五小	第2五葉クラブ	F990-0034 東原町1-1-9	624-8423
12	12,13	6	第六小	ながよじクラブ(A組、B組)	F990-2492 鉄砲町2-9-51	624-4106
13	14	6	第六小	第2ながよじクラブ	F990-2492 鉄砲町2-9-55	664-3570
14	15	7	第七小	さくらんぼ児童保育クラブ	F990-0825 城北町2-9-37 (第七小学校内)	643-7676
15	16	7	第七小	第2さくらんぼ児童保育クラブ	F990-0825 城北町2-9-37 (第七小学校内)	646-1578
16	17	8	第八小	うめばち子どもの家	F990-0021 小白川町2-8-36	631-7310
17	18	8	第八小	第二うめばち子どもの家	F990-0021 小白川町4-19-10	674-9463
18	19	8	第八小	第三うめばち子どもの家	F990-0021 小白川町4-2-4	674-9980
19	20	8	第八小	第四うめばち子どもの家	F990-0021 小白川町2-8-36	616-7150
20	21,22	9	第九小	あかしあクラブ(A組、B組)	F990-0810 馬見ヶ崎1-18-30	681-4748
21	23	9	第九小	第二あかしあクラブ	F990-0810 馬見ヶ崎2-5-1 (第九小学校内)	681-7141
22	24,25	9	第九小	第三あかしあクラブ(A組、B組)	F990-0813 稲町3-7-38	684-3477
23	26	10	第十小	クローバー児童クラブ	F990-0835 やよい2-8-28-103	644-8347
24	27	10	第十小	クローバー児童クラブⅡ	F990-0835 やよい2-6-31 (第十小学校内)	644-8347
25	28	10	第十小	クローバー児童クラブⅢ	F990-0835 やよい2-6-1 (第十小学校内)	644-8347
26	29	11	南小	南こどもクラブ	F990-2435 青田2-4-24	622-0186
27	30	11	南小	第二南こどもクラブ	F990-2435 青田2-1-1 (南小学校内)	633-3696
28	31,32	12	西小	双葉児童保育クラブ(A組、B組)	F990-0831 西田1-16-15	644-6848
29	33	12	西小	双葉児童保育クラブ第2	F990-0831 西田1-16-13	644-6848
30	34	13	東小	東こどもクラブ1	F990-0068 泉町19-31 (東小学校内)	625-2350
31	35	13	東小	東こどもクラブ2	F990-0068 泉町19-31 (東小学校内)	625-2350
32	36	13	東小	東こどもクラブ3	F990-0068 泉町19-31 (東小学校内)	625-2350
33	37	13	東小	東こどもクラブ4	F990-0068 泉町15-17	666-5837
34	38	13	東小	東こどもクラブ5	F990-0068 泉町25-5	615-9557
35	39	14	鈴川小	櫻クラブI	F990-0062 鈴川町1-2-27	641-2804
36	40	14	鈴川小	第1どんぐりクラブ	F990-0062 鈴川町3-7-10 (鈴川小学校内)	641-2093
37	41	14	鈴川小	第2どんぐりクラブ	F990-0062 鈴川町3-1-34	666-6627
38	42	14	鈴川小	第3どんぐりクラブ	F990-0062 鈴川町3-7-10 (鈴川小学校内)	641-2093
39	43	14	鈴川小	第4どんぐりクラブ	F990-0062 鈴川町3-7-10	615-9381
40	44	14	鈴川小	第5どんぐりクラブ	F990-0062 鈴川町3-7-10	615-9381
41	45	16	千歳小	千歳児童保育クラブ	F990-0075 落合町千歳6-3-3	641-1176
42	46	16	千歳小	第二千歳児童保育クラブ	F990-0075 落合町千歳1359 (千歳小学校内)	615-8805
43	47	16	千歳小	第三千歳児童保育クラブ	F990-0075 落合町1077-2	641-1211
44	48	17	金井小	金井保育クラブ	F990-0881 瀬波1-2-28	684-5423
45	49	17	金井小	第2金井保育クラブ	F990-0884 陣場3-7-60 (金井小学校内)	631-5354
46	50,51	17	金井小	第3金井保育クラブ(A組、B組)	F990-0882 陣場新田字熊ノ木659	674-8368
47	52	17	金井小	第4金井保育クラブ	F990-0881 瀬波1-1-1	666-3272
48	53	18	大塚小	大塚こどもクラブ	F990-0892 大塚中野506 (大塚小学校内)	631-2980
49	54	18	大塚小	第2大塚こどもクラブ	F990-0892 大塚中野506 (大塚小学校内)	637-0210
50	55	19	明小	ひしのみこどもクラブ	F990-2174 大塚保平北原元106 (北部児童館内)	631-5957
51	56	20	出羽小	出羽児童保育所 愛楽園	F990-2161 大塚深山3097	634-2303
52	57	20	出羽小	出羽児童保育所 第2愛楽園	F990-2161 大塚深山3169 (出羽小学校内)	631-3501
53	58	20	出羽小	出羽児童保育所 第3愛楽園	F990-2172 大塚千手堂字沢田203-5	674-6761
54	59,60	20	出羽小	出羽児童保育所 第4愛楽園(A組、B組)	F990-2161 大塚深山2405-3	666-7800
55	61,62	21	鶴山小	たてやまっ子クラブ(A組、B組)	F990-2214 大塚青柳字一本木64 (鶴山小学校内)	636-4417
56	63	22	高瀬小	たがせっ子クラブ	F990-2232 大塚下東山1264 (高瀬小学校内)	637-2105
57	64	23	山寺小	山寺かじの木子どもクラブ	F999-3301 大塚山寺1650 (山寺小学校内)	695-2325
58	65	24	東沢小	からまつ子どもクラブ	F990-0013 防原町4-15 (東沢小学校内)	629-3120
59	66	24	東沢小	第2からまつ子どもクラブ	F990-0014 大塚滑川字ヒトロ1355-1 (東部児童館内)	676-6099
60	67,68	25	滝山小	第1滝山こどもクラブ(A組、B組)	F990-2403 大塚岩波5	625-0024
61	69	25	滝山小	第2滝山こどもクラブ	F990-2423 東青田5-8-5	625-8868
62	70	25	滝山小	第3滝山こどもクラブ	F990-2421 大塚上桜田18-2	641-2589
63	71	25	滝山小	第4滝山こどもクラブ	F990-2402 小立4-16-7	637-1141
64	72	25	滝山小	第5滝山こどもクラブ	F990-2023 東青田4丁目1-43	600-1422
65	73,74	26	桜田小	桜こどもクラブ(A組、B組)	F990-2423 元木3-1-12	625-4286
66	75	26	桜田小	桜こどもクラブ第2	F990-2323 桜田東1-1-30 (桜田小学校内)	625-7086
67	76	26	桜田小	桜こどもクラブ第3	F990-2323 桜田東1-1-30 (桜田小学校内)	625-7088
68	77,78	27	南沼原小	児童育成クラブキングジャーナル(A組、B組)	F990-2461 南沼5-7-43	645-3771
69	79	27	南沼原小	児童育成クラブキングジャーナル(A組、B組)	F990-2461 南沼5-5-6	673-9123
70	80,81	27	南沼原小	児童育成クラブキングジャーナル(A組、B組)	F990-2476 飯沢59-2 (南沼原小学校内)	616-5190
71	82,83	28	宮浦小	宮浦児童クラブ(A組、B組)	F990-0848 宮浦17-3 (宮浦小学校内)	643-2777
72	84	28	宮浦小	第2宮浦児童クラブ	F990-0848 宮浦17-3 (宮浦小学校内)	643-2777
73	85	29	蔵王第一小	ZAOこどもくらぶ第1	F990-2339 成沢西4-2-15	633-3166
74	86	29	蔵王第一小	ZAOこどもくらぶ第2	F990-2339 成沢西4-2-15	633-3166
75	87	30	蔵王第二小	あかねっ子クラブ	F990-2303 蔵王上野字南坂2116 (蔵王第二小学校内)	633-5933
76	88	31	南山形小	杉の子クラブ	F990-2313 大塚松原字東河原188 (南山形小学校内)	633-6700
77	89,90,91	31	南山形小	杉の子クラブ第2(A組、B組、C組)	F990-2313 大塚松原字東河原188 (南山形小学校内)	633-6776
78	92,93	32	みはらしの丘小	みはらしの丘児童クラブ(A組、B組)	F990-2317 みはらしの丘3-4 (みはらしの丘小学校内)	633-8125
79	94,95	32	みはらしの丘小	みはらしの丘児童クラブ第2(A組、B組)	F990-2317 みはらしの丘3-4 (みはらしの丘小学校内)	633-8220
80	96	32	みはらしの丘小	みはらしの丘児童クラブ第3	F990-2317 みはらしの丘3-4 (みはらしの丘小学校内)	676-5700
81	97	33	本沢小	こんべいどうクラブ	F990-2363 大塚長谷堂1111-1 (本沢小学校内)	633-8760
82	98	34	西山形小	とくみこどもクラブ	F990-2341 大塚柏倉3776番3 (西山形コミセン内)	665-5725
83	99	35	村木沢小	むらきざわ児童クラブ	F990-2371 大塚村木沢1672-1 (村木沢コミセン内)	643-2515
84	100	36	附属小	附属小学校児童保育第一みのりクラブ	F990-0023 松波2-7-2 (山大附属小学校内)	642-1556
85	101	36	附属小	附属小学校児童保育第二みのりクラブ	F990-0023 松波1-1-38	642-1556
86	102	36	附属小	附属小学校児童保育第三みのりクラブ	F990-0023 松波1-1-38	642-1556

放課後子ども教室（放課後子ども教室推進事業、公民館事業、CSと地域学校協働活動の一体的推進事業）の方向性

参考資料⑥

R. 3年度

R. 4年度

R. 5年度

R. 6年度

R. 7年度

R. 8年度

【放課後子ども教室推進事業】

国の補助動向を見ながら継続実施

大曾根小
放課後子ども教室
(H20年度より)

一小
放課後子ども教室
(H19年度より)

東小
放課後子ども教室
(H19年度より)

土曜体験版
放課後子ども教室
(R3年度)

公民館における放課後子ども教室

子ども育成及び子ども育成事業を放課後子ども教室として学校と連携し、地域住民の参画を得て実施

【行政主体型】放課後子ども教室

地域学校協働活動推進員に対して、地域のネットワーク構築など地域学校協働活動のモデルとなるよう実施

【地域主体型】放課後子ども教室

子どもの実態や地域及び学校の実情、課題に応じて、必要に応じて地域住民等が学校との連携・協働により地域学校協働活動として実施

終了

【公民館事業】

【学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動の一体的推進事業】

学校運営協議会
(R2年度より)

・学校運営協議会の設置

地域学校協働活動
(R3年度より)

・地域学校協働活動推進員の配置

一体的に推進

・各学校の学校運営協議会における熟議の充実
・各地域における地域学校協働活動の充実

地域学校協働活動

授業補助

登下校の見守り

読み聞かせ

地域の行事

ボランティア

地域学校協働活動・・・地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

山形市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱

(設 置)

第1条 「山形市放課後児童クラブ」と「山形市放課後子ども教室」との効果的な連携方策を図り、総合的な放課後対策事業（以下「事業」という。）を推進するために策定した「山形市放課後子どもプラン」を実施するにあたり、運営方法等を検討するため、山形市放課後子どもプラン運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(議 題)

第2条 運営委員会において検討する事項は、次のとおりとする。

- (1) 「山形市放課後児童クラブ」と「山形市放課後子ども教室」との効果的な連携方策に関すること。
- (2) 事業の計画、安全管理、広報活動、ボランティア等の地域の協力者の人材確保、活動プログラムの企画、事業実施後の検証・評価等に関すること。
- (3) その他事業の運営に関して必要なこと。

(構 成)

第3条 運営委員会は、次に掲げる関係団体等からの推薦等により選出された委員9名以内をもって構成する。

- (1) 小学校長会 2名
- (2) 放課後児童クラブ関係者 1名
- (3) PTA連合会 1名
- (4) 社会教育関係者 1名
- (5) 地域学校協働活動推進員 1名
- (6) こども未来部 1名
- (7) 教育委員会 1名
- (8) コーディネーター 1名

(会 議)

第4条 運営委員会の会議、(以下この条において「会議」という。)は、教育長が招集する。

- 2 会議においては、出席者のうちから座長1人を選出し、座長が会議を進行する。
- 3 会議においては、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 運営委員会において検討する事項について協議するため、幹事会を置くものとする。

- 2 幹事会は、こども未来部こども未来課長、教育委員会社会教育青少年課長、同学校教育課長、同教育企画課長及びコーディネーターをもって構成する。
- 3 幹事会の会議は、社会教育青少年課長が必要に応じて開催するものとする。

(庶 務)

第6条 運営委員会の庶務は、教育委員会社会教育青少年課において処理する。

(委 任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年 6月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7年 4月 1日から施行する。